

漁家経営の経済学的研究の方法について—I.*

新川伝助

On the Method of the Business-economic Study of Fishing Family—I.*

By

Densuke SHINKAWA

- 1) National-economic background after the War II which obliged to orientate the study of fishing industry towards the coastal fishing.

The orientation of the extensive development of the Japanese fishing activity after the War II was shown by the following slogan: Coastal fishing to far coastal, far coastal to Oceanic. But this line of development was checked by several international fishing treaties, for example, Japan-U.S.A-Canada fishing treaty on the Pacific Ocean area, Russo-Japanese treaty on the Northern Seas and Sino-Japan fishing agreement between both civilian circles on the Yellow and East-China Seas. They are just the dead-lock seen from the pre-War conception of the Oceanic fishing by the Japanese. This is the first cause to review the coastal fishing which has been neglected.

The slogan was to help the recovery of big business in the fishing industry, because on the basis of the capacity (including fish-boat, capital) of small business it was actually impossible to cope with the slogan. The fact that the Government helped big business in finance and other items, although the fishing is officially based upon free activity and competition, was to aim at the speedy recovery of the Japanese fishing up to the pre-War level. So long as the problem of the study of the Japanese fishing is concerned, the problem to be solved first is why the fishing family engaged in the coastal fishing could and can not develop towards the Ocean fishing. But the study in this field has not perused the cause. Because the main line of the development of the Japanese fishing industry was hitherto towards the ocean. But the international treaties, as above mentioned, have obliged to change the line of the development from oceanic to coastal. This is the reason why the fishing family economy has come out as the subject of the study.

The second reason is that the remarkable status of the disintegration process of

* 水産講習所研究業績 第297号, 1960年1月6日受理。

Contribution from the Shimonoseki College of Fisheries, No. 297.

Received Jan. 6, 1960.

the fishing family shown in the two censuses of 1949 and 1954 called attention of the Governmental authorities as well as the researchers. The disintegration of the fishing family economy was entirely the reverse result, because the fishing reform of 1949 seemed to promise to check the declining of the fishing family economy. This result has shown that the hitherto study in this line has many defects. The reform tried to improve the fishing family economy solely under the viewpoint of capitalistic fishing, ignoring the fact that the fishing family economy is one phase of the composure of agriculture and fishing.

2) Two methods of studying the fishing-village or family economy.

The fishing family is a molecule of the fishing village. It is only since the beginning of Showa period that the fishing village economy was taken up as the subject of study, but the study divided the fishing economy into two: the capitalistic business and the fishing family, and in the latter the study lacked the economic-theoretical analysis, thus falling into the mere economic-geographical description.

Due to the fact that the fishing village is situated far from cities and remains there still many data for the folkslore and for the archaeology, the economic-geographical study of the village has been added by the folkslore and archaeology, and these methods of study have gradually accended up to the main, thus the proper economic study being neglected. The defect shown in the geographical study was to set the focus upon the quantity of the catch in each kind of fishing, and to conclude the sign how the village economy improves. The results deduced from the study of the folkslore and archeology have no relation with the village economy itself.

The fishing family is engaged usually in various kinds of fishing and the returns of the family does not coincide with the catch quantity: i. e., such various factors as the demand and supply, transportation etc., affect upon the prices of fish every day. Moreover there is a fact that the fishing family economy is composed of chiefly agriculture and fishing.

The essential conception to analyse the fishing family economy is not the capital invested, but the labour to be raised. The kind and capacity of fishing engaged by the fishing family is decided upon by the labour the family can supply. Thus, problems of fishing family economy are: the relation between kinds of fishing and the standard of living of the fishing family, the effect of the development of the capitalistic enterprise in the fishing upon the fishing family economy.

3) The structure of the fishing family economy in the national economy.

According to the two censuses a fourth of the fishing family earns their living solely by fishing

| | fishing only | fishing plus other job | | |
|-------------------|--------------|------------------------|-------------|---------------|
| fishng returns | a | b | c | d |
| returns by others | x | y | z | |
| Gross returns | a | (b + x) | (c + y) | (d + z) |
| Living expenses | s | s | s | s |
| Surplus | (a - s) | (b + x - s) | (c + y - s) | |

$b > x$ is the family which living basis consists chiefly in fishing and $c < y$ in other job except fishing.

In the Western Japan the representative kind of fishing in (a) is small type semi-trawl fishing, but its fishing method is easy to break the boundary of the fishing field allocated upon the fishing corporation the fishing family belongs to. In this case the fact that the larger the fishing becomes in scale, the bigger the returns is proved in statistical data, and this is the reason why capitalistic production grew in this kind of fishing.

On the contrary, the settled net fishing method can be carried out within the limit of the area allocated. The contrast between dynamic and static method of fishing is the key whether the coastal fishing can remain or not within the boundary of small fishing field area, which the coastal fishing, accordingly the fishing family rely on.

In $b > x$, $c > y$, x or y is chiefly agriculture. In the foretimes the fish was necessary for the agriculture as the organic utilizer, thus fishing and agriculture were two elements which could not be separated for the agricultural production, but the development of the chemical utilizer industry in recent years cut off this inseparable connection between agriculture and fishing. Therefore, if the fishing family continues agriculture, it means only to compensate the defects of living expenses when only one of the two is carried.

This change of meaning of co-carrying on of agriculture and fishing comes as well from the side of agriculture. As the agriculture develops, the items of agriculture also separate into ricefarming, vegetable or fruits gardening etc. This is the second cause of the necessity that the fishing separates from agriculture. This separation extends gradually from agriculture to various commercial and industrial jobs which hitherto carried on by the fishing family, and enables the family to remove from agriculture-fishing to fishing-commerce or industry. Finally the lowest class of the family becomes half fisherman, half labourer, which means that he has lost his character as the small producer, falling into labourer class. These phenomena are one of the effects on the coastal fishing as the capitalistic production develops. The object of studying the fishing family economy is to clarify this negative side.

I 漁家経営研究を志向せしめた戦後の国民経済的背景

戦後の日本漁業の発展方向を基本的に規定したものは『沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ』の公海漁業の外延的発展であった。しかるにこの標語は、太平洋水域では日米加漁業条約、北洋水域では日ソ漁業協定、西日本水域では日中漁業協定の締結による、単純な戦前の漁業発展方式の繰返しを許さない公海漁業の障壁に遭遇し、再検討を余儀なくされた。これは沿岸漁業のこれまでの在り方を改めて見直させるようになった第一の契機である。

この標語が、前述の諸漁業協定による障壁がなくとも、事実上、漁業大経営体の保護育成策にすぎなかつたということは、従来沿岸漁業経営体といわれたもののうち、現有操業規模を前提とするとき、果たして幾許がこの標語への適格性、即ち、沖合から更に遠洋に発展しうべき可能性をもっているか、逆言すれば、こ

の適格性をもの得るためには、現有操業規模のままで充分可能であるか、或はどれほどの拡充のための援助措置を必要とするか、更に、それは法制的にも可能の条件を具備しているか、などの諸条件の吟味という裏づけの問題が却かされ、すべては経営者の自由判断という放任を前提としていたからである。日本漁業の現状からいえば、問題はむしろ、沿岸漁業経営体は従来何故沖合から遠洋への外延的発展をなし得なかったかという原因をこそ究明すべきであったにもかかわらず、この面の研究は何一つ進められていなかったからである。

例えば、沿岸漁業経営者が、沖合、更に遠洋に発展しようとしても、小屯数の、小型の現有漁船では絶じて不可能である。もし大型漁船が必要だとすれば、その漁船調達の資金は如何にして求め得られるか。更に、沖合或いは遠洋における操業種目、技術の問題、これを担当すべき人間の問題が生ずる。もしこれらの問題の解決が沿岸漁業経営者の処理に放任されるとすれば、それは殆んど全く実現不可能に近い。沿岸漁業経営者は遠洋漁業と沿岸漁業とのいずれをも任意に選択し得るということを前提にして、遠洋漁業よりも沿岸漁業を採ってきたものではなく、現在なお依然として沿岸の小規模経営を続けざるを得なかつた社会的、経済的条件の下にあつたが故に沿岸漁業経営者たるのである。沿岸漁業の現状はこのような歴史的過程の結果の姿である。してみれば、『沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へ』の標語は沿岸漁業経営者には最初から不可能な空念仏にすぎず、従つて、漁業大経営体のみがこの標語を実現することができ、日本漁業発展の方向に沿つて発展することを約束されたものとなるのである。

戦後の漁業発展の基本的方向が沿岸漁業を看過したということは、戦後の漁業恢復を資金の面から基礎づけた復興金融金庫及びその他の国家的融資がすべて遠洋漁業の諸種目、例えば、捕鯨、以西底曳、鱧鮑、北洋などに限定されていたことからも明らかである。しかのこの漁業恢復が戦前の帝国主義的侵略漁業の無反省の復活を目標としていたとすれば、戦前、日本の漁業政策の枠外に置かれていた沿岸漁業が改めて枠内に採り入れられなかつたのも当然のことである。

しかるに、この戦前の漁業の復活が前述の諸協定によって外延的発展を阻止されたとすれば、残る発展の途は日本自身が独自に、政治経済的に解決しうべき領海並びにこれに隣接する水域における内包的発展である。しかもこの水域は従来沿岸漁業の漁場として認められていたものである。

沿岸漁業の再検討を必要たらしめた第二の契機は、昭和24年及び29年の二度にわたつて行われた漁業センサスに現われた漁家経営の解体過程の顕著な様相がもたらした反省である。周知のように、戦後の漁業制度改革は、沿岸漁業が国民経済のなかで置かれた地位、国民経済と漁業、特に農業と沿岸漁業との構造的関連を改革の前提とすることなく、ただ沿岸漁業それ自体について漁家経営の不振、低位生産性の原因を零細経営規模にて求め、これを拡大することによって——拡大の方法の適否、限界の問題は別として——沿岸漁業、従つて漁家経営の向上を期待せんとするものであった。経営の拡大と漁場条件との関係が全く無視され、戦時の漁業会の看板を裏返しにして漁業協同組合と改称すれば事足りると考えた一連の改革過程はその証拠である。優先順位によって漁業者の権利を保護し得るとしたものの、それは資本調達条件が相等しい場合に限られるという資本主義経済の大きな規定を無視した如きこれである。この結果、制度改革の当初の目的とは逆に、沿岸漁業自体の対国民経済、対遠洋漁業の関係における地位の相對的低下と沿岸漁業における漁家の階層分化を助長することになったという事実である。

以上の二つの契機を軸としたものが、最近ようやく注目をひきつつある漁家経営研究の背景である。しからば、如何なる角度と方法をもってこの課題に接近することが正しい途であるかという問題が生ずる。この論稿はこの接近への一つの試みである。

II 漁村＝漁家経営の二つの方法

しかしながら、漁村とその分子的要素たる漁家についての調査研究は、戦後初めて採りあげられた問題で

はない。既に昭和の初期、農林省經濟更生部『漁村經濟調査』第1輯、昭和9年（この調査は第1輯だけで、後は出でていないようである）に見ることができる。農林省が漁村＝漁家經營を調査の対象としたものは、現在入手しうる資料としてはこれが最も古いが、昭和初期に至ってようやく漁村が採りあげられた理由は、大正中期、第一次世界大戦以来の日本工業の発達が国民經濟の構造変化を招来し、工農業の関係が問題となつたこと、漁業自体についても、同時期の遠洋漁業の発達、特に、西日本漁業の発達が多量、低価格の漁獲物の市場供給によって沿岸漁業に影響を及ぼし、昭和初期の沿岸小型漁船の動力化を招来するに至ったというような変化が漁村＝漁家經營を検討する必要を生ぜしめたからである。だが、当時の調査の基本的態度は漁家經營を他の漁業經營体とは別個の範疇に属するものとし、従って漁業經營体とは違った方法で取扱おうとするものであった。『由來、漁業經營については研究發表せらるるものありといえども、漁村經營については殆んど顧みらるるものなし。今や社会經濟の変遷に伴い、漁業經濟の達成は必ずしも漁村の繁栄を促さず、むしろ漁村經營を中心として漁業經營を適当に取り入るるをもって漁村社会政策の目的に合わすべしとの思想傾向を致せり』（前掲書、例言）。ここで用いられている二つの用語、漁業經營と漁村經營、を現在の用語に置きかえれば、遠洋漁業の面で主として発達した資本漁業（資本制經營体）と漁村の分子的要素たる漁家經營との対照であるが、前掲調査書のなかで報告されている限りでの諸県の報告書では漁家經營を如何なる角度と方法で分析すべきかということは明らかでない。しかもこの報告書の形態は近年まで官庁の漁村調査の方法の基礎となっていたものであって、漁村の社会、經濟事情、或いは漁村の經濟地理を出るものではなかった。漁家經營の構造分析を伴わないところの單なる現象的記述に止まっていたからである。

漁村の多くが僻遠の地にあるという事情、漁村に古来の風習がなお多く残存するということから漁村の經濟地理に、更に漁村を民俗学的研究の対象たらしめようとする傾向を生み出してくる。『日本の漁村研究は一部特志の先駆的研究者によって、それぞれの分野で個別的に始まっている。しかも、それは漁業聚落それ自体としてではなく、むしろ隣接的領域の研究に附隨して問題がとりあげられたにすぎない。その動向は大別すると、漁業に即する經濟史、或いは經濟地理学的研究の立場からの漁村へのアプローチと、離島乃至は僻遠の地ということを前提に、民俗学的見地から選ばれた漁村生活の全般的な取り扱いとなり、前者の經濟史的研究では、主に記録資料に立脚し、後者はそれを離れて、現地の伝承資料に依存した。しかし後者でも、その関心は生活形態の変遷という歴史的側面が主であり、従って、選ばれた漁村は著しくその性質が偏っており、しかも漁業そのものは当面の問題になっていない』（竹内利英、漁村、社会、經濟——漁村研究の動向、村落社会研究会編、村落研究の成果と課題、1954年）というように偏したのである。ここに指摘されたような漁家經營への接近方法は、いわば社会学的研究ともいべきものであるが、この方法は分解過程にある漁村そのものを社会学的に把握することはできるとしても、何故漁村が分解するか、という問題を漁家經營にまで掘り下げて究明するものではないという点において漁家經營の核心に触れるものではない。漁村の民俗学的様相が如何にあろうとも、また、漁村が歴史的に如何に豊富な資料をもっていようと、或いはもっていまいと、こうした事情とは無関係に、漁村は分解過程下にある。しからば、その原因は何であるか、分解過程そのものの現象が漁村毎に違う理由は何か。これこそ漁業經營と対比された漁村經營を研究する指導的概念たるべきであるにもかかわらず、これが従来の漁家經營の研究に欠けていたのである。漁業センサス以前の官庁調査が漁家經營の分析に大して寄与し得なかった所以はこの漁村研究の態度から生じた帰結である。

従来の漁家經營の分析に現われた第二の欠陥は漁獲量の多いか少いかを中心とし、従って、漁業種目毎に漁獲量の増減をもって沿岸漁業の發展を考えるという方法がとられていたということである。沿岸漁業＝漁家經營はむしろ個別的には小規模操業諸種目の複合的生産形態を一般的とする。しかるに、鰯漁業、秋刀魚漁業等々と個別的に生産の伸びを観るだけでは、それが漁業の収支核算の上にどのような影響を与えるかを判断することはできない。等量の漁獲であっても、少数の大經營が操業する場合と多数の小規模零細經營の操業の合計の場合とでは經營体に対する影響は必ずしも同じではないばかりでなく、漁獲総量は等しくとも、

これが一度の場合と数回に分ける場合とでは売上総額は等しくないからである。このことは、等しく生産統計であっても、工業と漁業とで——特に漁業では鮮魚商品という特殊の性格並びにそれに規定された特殊の流通構造をもつという事情とも絡み合って——必ずしも同じ結論を導き出し得ない事情ともなるからである。

以上の点からみれば、漁村＝漁家経営の構造分析には従来の社会学的接近のみでは不充分であるばかりでなく、巨視的な国民経済学的接近さえも必ずしも充分ではないということになる。それは他の諸産業にあっては資本概念を中心とし、その有機的組成と生産量の関係をもって律することが可能であり、また、それが一般的方法であるのに反して、漁村＝漁家経営にあっては資本概念ではなく、労働力概念と、この労働力の利用度を中心として分析する方がむしろ漁家経営をより正直に把握しうるからである。それは経営と家計が未分離状態にある小生産者の形態に共通の条件をもつということばかりでなく、特に漁家漁業の操業種目が復雑多岐に分れたものの組合せであって、しかもそのいずれもが資本設備よりもむしろ投下労働量に重きを置くという状態からみて、資本中心でなく、むしろ労働力の利用度という観点から構造分析する方が小生産者の形態をより正確に把握できるからである。

しかしながら、ここでいう労働とは資本制経営に雇傭された者の労働ではなく、生産手段の所有者と労働者とが同一人格に帰属した形の労働であって、経営と家計が分離せず、生産手段の所有者が自らこれを用いて労働を行う場合の労働のことである。従って、これは、前述の巨視的な国民経済学的方法に対して、微視的な経営経済学的方法ともいふことができるものである。

漁場を所与の条件、即ち、一定とすれば、漁家経営が選択する漁業種目は自家の充用しうる労働力の総量を限度とする。（この場合、種目毎に違う漁撈技術と労働力、漁家のもつ資本力の差などの諸関係を一応抽象して考える）充用労働力を上廻る操業規模、生産手段を必要とするような種目は考えられないし、逆に、労働力に余暇の生ずるような種目も亦経済的に不利である。専業漁家の漁業経営規模が概して兼業漁家よりも大きい理由はこの充用労働力が大きいからである。青壯年が沖合漁業、老年、婦女子が磯見漁業に従事するという事情も亦労働力の差である。

しかるに、漁業種目は前に所与の条件とした漁場の自然的条件と関連して決定される。この自然的条件はある程度まで絶対的不变的であり、ある程度までは相対的可変的である。この自然的条件を絶対的不变的なものとして、漁業種目を決定するという考え方方は労働力概念の意義を極小ならしめる。殊に日本漁業のように、漁撈を中心とし、養殖を殆んど無視してきたという性格をもつ場合には、漁場利用というものが主にも漁撈の場合として規定され、この漁場の自然的条件を相対的に利用して水産動植物を殖やす場所という意味をもつことが極めて少なかったからである。

また、漁場が狭小な面積に限定される場合、その漁場が自然的条件の上から決定する種目も亦少数のものに限定される傾向をもつからである。この点旱水害を天災視した小農経営と相似的である。

この傾向を大きく歴史的、経済的に基礎づけたものは徳川時代の重農主義と明治以降の旧慣尊重によるその維持温存であるが、その歴史的論証はここでは省略する。

この漁場の狭小性が漁業種目、従ってこれに要する技術、生産手段を特定化し、矮小化するとすれば、漁家の労働力利用も亦、労働生産性が向上するに伴って、余暇をもちうるようになり、その余暇労働力を兼業に向けることを可能ならしめるようになる。重農主義を基礎とする法制的、社会的制約が漁業を一般的に農家経営の副業的形態たらしめたとすれば、逆に余暇労働力の発生は漁家経営を兼業漁家たらしめる原因である。この因果関係の相互作用は、一定漁場を前提とする限り、漁家経営を兼業的たらしめ、また、専業を貫かんとする限り、漁場の限界を突破せしめることになるのである。明治の中期から末期にかけて朝鮮沿岸に出漁した漁家が専業漁家であったということはその歴史的証明である。従って、一定の漁場を前提とする限り、漁家は兼業化せざるを得ず、また、兼業化を阻止するためには、漁家経営数を減少せざるを得なくなる。換言すれば、余剰労働力の析出、現象的には過剰人口の存在を必至ならしめるのである。

労働力が年間を通じて漁業に充用され得るための他の条件は、前述の漁業諸種目のうち、周年操業が可能

な種目、或いは、適当に諸種目を組合せることによって周年操業化しうる場合に限られるということである。もしこの条件を欠くなれば、余暇労働力は他産業に振り向けられざるを得ないであろう。これは総じて季節回遊魚を対象とする種目でなく、底棲魚を対象とする打瀬、手縄のような少數種目に限られる。しかるに、この種目の無制限操業は魚類の繁殖に不利、従って他の諸種目に不利な条件をつくり出す。ここにこれら種目が一定の漁場範囲の外に追放される傾向をもち、この種目自体も亦、その漁撈方法の故に、一定漁場に限定されることを必要とせず、また、却ってこれを不利益とするようになるのである。しかも、この漁法は漁獲量、曳網面積、網容量、曳網能力が互いに関連し、その操業を時間的に任意に決定しうるという点で工業生産に近く、能率的であるといふ優れた点をもっている。

一定の立地条件と面積を所与条件とした漁場と漁家労働力とを座標として考えられるものが漁家経営である。そこには雇傭労働力による労働力の補充というものは例外的な場合に限られる。この座標を基本として、各地の漁家経営にどのような特殊性と共通性があるか、一つの漁場のなかで営まれる漁業種目、従って、これに従事する漁家経営にどのような関係が見られるか、漁業の発展が漁家経営の在り方を如何に変えつつあるか、次ぎに、資本制経営が漁家経営に如何なる形態と方法で影響を与えるか、これが微視的な経営経済的分析の方法であり、課題である。

III 漁家経営の国民経済的構造

漁業センサスによれば、漁家の約四分の三が兼業漁家である。これは漁家の所得が漁業所得のみでなく、兼業部分からの所得との複合であること、従って、漁家経営の改善が必ずしも漁家の総合所得の増加と直結しないということを意味する。いま、この関係を一般的に表式化すれば

| | 専業 | 兼業 | | |
|------|-------|------------|------------|------------------|
| 漁業所得 | a | b | c | d |
| | | ∨ | ∧ | |
| 兼業所得 | | x | y | z |
| 総合所得 | a | (b + x), | (c + y), | (d + z), |
| 生計費 | s | s | s | s |
| 余剰 | a - s | b + x - s, | c + y - s, | d + z - s, |

(註) $b > x$ は、いわゆる第一種兼業、 $c < y$ は第二種兼業、 $d = z$ は例外的な形であつて、前の二つのいずれかに帰する。
なお、a, b, c, d はそれぞれ漁業種目、x, y, z, は兼業産業を指す。また兼業の主要なものは農林業であるが、この表式に関する限り、兼業産業とは漁業以外の如何なる産業であつてもさしつかないと前提する。

a は（1）一種目が周年操業される場合。（2）一漁場における数種目の組み合わせが周年操業になる場合の二通りである。例えば、1958年、山口市秋穂の山口県内海水産試験場が行った『沿岸漁業集約経営調査報告書』に拠っても、同水産試験場周辺の四つの漁村のうち、10馬力小型底曳船が一統当たりの操業日数において他の如何なる種目よりも大であり、しかも水揚金額も亦最も大きいことを示している。

| 地区 | 種目 | 着業統計月平均 | 延出漁日数一統当 |
|----|--------------|------------|------------|
| 秋穂 | { 小型底曳 建網 | 17 15.6 | 19 21.6 |
| 大海 | 小型底曳 | 33 | 16.3 |

(沿岸漁業集約経営調査報告書 昭和34年、24~5頁)

秋穂、大海両地区の動力船階層の最も大きい二つの種目がこれであるが、下表の示す如く、ヒラメ建網を別とすれば、概して小型底曳網の出漁一日平均漁業所得（漁業収入から操業経費を差引いたもの）の方が大きい。

| 種 目 | 操 業 期 間 | 出漁一日平均漁業所得 |
|-----------|---------------|------------|
| 小型底曳網エビ漕網 | 4～12上 | 1,065円 |
| 〃 柄 網 | 12中～3 | 1,245 |
| 建 網 | メ バ ル 1～3 | 485 |
| | ヒ ラ メ 4～5 | 2,630 |
| | コ ビ 6～10 | 1,071 |
| | カ レ イ 4～12 | 909 |

(前掲報告書36頁、但し、これは10馬力でなく9馬力ものについての比較である。建網には10馬力のものがないからである。)

同数告書は結論として、『建網漁業は他種漁業に比し、一般的によい漁業収入をあげているが、それも稼動労力の大きな投下によって獲られているものであって、一人当たり労働生産性からみた場合、必ずしも良好とはいえない。時期的にエビ建網漁業の組合せは考えてよく、また、冬季が漁業収入面から比較的閑散期といえるが、一部メバル建網漁業によって冬季の食いつなぎが行われているのが現状である』(62頁)

両種目の漁家収入に対する関係を最もよく示すものは小型底曳網を含む底曳以外の雑漁業との漁家数比較である。

| 漁業収入 | 大 海 | | 秋 穂 | |
|---------|-----------|-----|-----------|-----|
| | 小型底曳網10馬力 | 雑漁業 | 小型底曳網10馬力 | 雑漁業 |
| 120万円以上 | | | 4 | |
| 110万円 | 3 | | 2 | |
| 100 | 3 | | 3 | |
| 90 | 4 | | 2 | |
| 80 | 6 | | 1 | |
| 70 | 6 | 1 | 3 | 1 |
| 60 | 2 | | 1 | 1 |
| 50 | 5 | 2 | 1 | 2 |

(同調査76頁)

調査報告書は『年間所得、漁家経済余剰とも小型底曳網を主とする10馬力船階層は他階層に比し多く、両者間にかなりの開きが見られる』(73頁)と述べているが、周年操業が可能であり、また漁船、漁網などの生産手段の増大と漁獲量の増加とが概ね正比例関係にあるこの漁法の性質が、家族労働力をフルに充当させる原因であり、漁業収入が他種目よりも比較的大きいということはその結果であるが、この漁業種目がこのように漁業収入を高める上に極めて高能率であるということは、この種目の生産手段を増大させ、それが沿岸漁場という一定の狭い限界と矛盾させるようになるということも亦必至である。このことは底曳漁法が沿岸漁場という限界の存在を前提にして初めて成立するものではなく、任意の漁場において可能だという条件をもつからである。この点は建網のような定置網漁法が一定の魚類の回游、従って一定の漁場と季節性を前提として成立するものとは違うからである。

このような漁法の相違は定置網漁業を沿岸漁場に固定せしめ、底曳網漁業を一定の漁場限界を越えて外延

的に発展せしめる根本的原因であって、仙崎の底曳網漁業が下関に根拠地を移動してつくった山口県漁業生産組合などはその一例であるが、もしこのような狭い漁場の限界を越える傾向を内包するとすれば、現在沿岸漁場の枠のなかで操業している小型底曳網漁業は枠外に出るべきもの遅れた部分であると共に、将来沿岸漁場を離脱する可能性をもつ部分でもある。

しかるに、漁村を基地とするというただそれだけの理由の故に沿岸漁場では操業しないにもかかわらず、これを沿岸漁業として取扱うのが現在の沿岸漁業の区分の仕方である。この場合には狭い漁場という限界は捨てられ、生産手段を基準とする漁業種目の区分が沿岸漁業に属するか否かを決めることになる。現行漁業法の決め方はこれであるが、これによれば、萩の越ヶ浜漁協が上海沖合にまで出かけて操業する延繩漁業などは漁場、漁場からみれば遠洋漁業であるにもかかわらず、漁業種目の故に沿岸漁業とされる。長崎県野母崎町沿岸漁業のなかに沖合漁業として入れられている鰐場縄網漁業が野母崎を基地というだけで、野母崎町の地先水面漁場に必ずしも限定されているわけではないことも同様の理由である。こうしたことは漁村、漁家、その地先水面漁場が不可分に結合した古典的な沿岸漁業概念が崩壊し、一定の地理的条件が一定の生産手段条件に移行し、従って資本制漁業との間に生産手段の条件の差という形で一元化しつつあるということは資本主義が沿岸漁業を漸次支配して行くことの証明となるものである。何故ならば、資本制経営と漁家経営との差は漁場という地理的概念を捨象した生産手段の差、換言すれば、漁船、漁具及び漁法の差として示されるからである。

のことから沿岸漁業諸種目のうち、地先水面漁場という条件から離脱し得べき性格をもつ種目ほど外延的に沖合から遠洋に発展し得べき能力をもつと共に、それだけ亦専業化することが可能であり、必然的であるということが示される。

前掲小型底曳網漁船については、機関の大小による曳網能力によって漁獲収入に差異が見られるということは前掲調査報告書も指摘しているところであるが、(37頁)、曳網能力の差が漁獲収入の差をもたらすとすれば、この能力を高めるために機関能力を大きくし、従って、また、漁船屯数を増大する傾向をもつことは必然的である。しかるにこのことは漁家経営が漁家労働力だけでは不足し、雇傭労働力の充用を可能ならしめ、歩一步資本制経営に移行する端緒をつくり出す。『漁撈作業従事者数は通常10馬力船3人、9馬力以下船1人であって、雇傭労働力を2人必要とする場合には経営は芳しくない。雇傭1人の場合、これを家族労働力によってまかなうことができれば一層安定した漁業経営が可能であろう』(40頁)といわしめる所以は、一面、家族労働力の限界を示すと同時に、他面、底曳とはいえ、小規模経営の故に収支採算の限界があることを示したものであって、沿岸漁場における操業の限界を越えてより大規模経営化する場合、最早漁家経営たり得ないことを予想させる。

底曳網漁業が他種目よりも有利であり、且つ大規模経営ほど有利であるといわれる根拠には航海時間と含めての漁撈時間に対して操業準備時間が比較的短く、操業の大部分が漁撈であるという点にも示されているということである。

遠洋以西底曳網漁業のこの関係は沿岸小型底曳を見る場合の基準であるが、下表もまた、漁船がより大きくなるに伴って、操業時間もまた延長されることを示している。これはまた、小型底曳が漁船屯数の漸増とともに沿岸漁場から離脱する物理的可能のあることを証明する。

| | 操業時間(1人1航海当り) (A) | 準備時間(1人1航海当り) (B) | B/A |
|---------|----------------------|----------------------|-------|
| 10馬力船 | 11.1 | 2.8 | 25.2% |
| 9馬力以下の船 | 10.0 | 2.2 | 22.0 |
| 雜 漁 業 | 9.2 | 2.4 | 26.1 |
| 以 西 底 曳 | 20.0日 | 2～3日 | 15.0 |

(注) 前掲調査報告書 30～1頁

(2) の場合、即ち数種目を組み合わせることによって周年操業化するというのは当然漁場がこのような条件をもつか否かによって決定される場合に限られることであって、如何なる漁場にも常に存在するというものではない。この場合の最も有利な条件は生産手段がそのまま、或いはごく僅かの代替補充で種目間を転用できるということである。例えば、前掲山口県秋穂地区で『無動力船をもつ漁家層では年間4～12月の間はタコ壺により、冬季間はイイダコ壺により漁業収入を得ているものが多いが、1～2屯程度の動力船クラスではタコ壺の盛漁期、夏季のみタコ壺漁業に着業する漁家が多い』(51頁)、このような静態的操業は回遊性魚類を対象とする点で自然条件への依存度が高く、それだけに漁家経営の安定を積極的に実現して行くという点では(1)よりも劣っており、漁業の発展も当該漁場内という条件をもつ限り、一定の限界がある。『漁業所得においては全般的に漁況不良も影響しているが、良好とはいえず、特に無動力船でおよそ年間着業船はその漁家経営の貧困化を物語っている』(53頁)と報告書が述べている通りである。

兼業漁業は漁業と兼業との所得の関係から、 $b > x$, $c < y$, のいずれかに属するものであって、 $d = z$ は前の二式のいずれかの特定の場合と見るべきである。但し、漁業所得が漁業と兼業のいずれに傾斜しようとも、形態的には専業(2)の場合の諸種目の組み合せの一つが他産業であるということで充分である。また、歴史的に見れば、漁家経営で漁業と兼業のいずれが先行して他を併行するようになったという問題があるが、兼業を(イ)農林業と(ロ)それ以外の産業とに大別して考えれば、農林業と漁業との兼営は原生的であつて、漁業専業者が土地を購入して農林業を兼ねるに至ったという事例は極めて少いのではないかと考えられる。明治以来、日本の沿岸漁場で支配的であった漁業権が地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権という新規の漁業参加者を殆んど排除する制度であったという事実は、古来農漁を兼営していた者でない限り、従来の専業農家が改めて漁業に参加するということを困難にしたであろうし、また、専業漁家が新しく土地を購入して農林業を兼営するほどの経営余剰を蓄積し、同時に、購入すべき山林田畠の余裕が日本農業に存在していたかも疑問だからである。従つて、農漁兼営は原生的形態として存在し、往々漁業部分を放棄して農業専業化するという事例はあったとしても、大局的には農家経営における農漁兼営の比率、漁家経営における農漁兼営の比率はそれぞれ殆んど変らなかつたのではないか、と考えられる。このことは更に、農家経営の内容が単なる米麦農業から蔬菜農業、果樹栽培などの商業的農業へと複雑多岐に分解しつつある傾向は農漁兼営の在り方に如何なる影響を与えるか、という分析を課題として導き出してくるが、現在の漁業センサスではこれを検出することは不可能である。

農漁兼営の場合には、所得における比重の如何にかかわらず、漁家としての操業は農閑期の余暇労働に限られる。しかも充用労働力の総量が農家を単位とする小規模経営である限り、漁業に充当せらるべき労働力の量もまたこれを越えることはできない。日本農業の耕地面積の小さいことが水田米作という特殊の生産方法に規定せられ、且つ農家経営という労働力総量の小さい経営であるという事情に加えて、農業の有機肥料の供給を漁獲物に求めたということは農業のための漁業、生産における農漁の不可分的結合を必要たらしめた究極の根拠であるが、農閑期の余暇労働力の利用形態としての漁業である限り、耕地の位置から離れ、これから独立した漁業たり得ないことは勿論である。農漁兼営が沿岸漁業の基本的、原生的形態といわれる所以はここにある。また、漁業が農閑期の余暇労働力の利用形態であるとすれば、漁業に多額の生産手段を投下することは必ずしも有利ではなく、従つて、漁業種目も、また小規模の、ごく簡単な生産手段をもつて稼行しうるもののが選択されることになることも必然的である。

農業所得だけでは年間生計を維持することが困難——主として耕地面積の小さいことから——なるが故に漁業を兼営し、それぞれ独自の生計をもつては不充分であつても、二つを合わせることによってようやく生計を維持するという形態は、前述の農漁兼営を不可避たらしめる条件であるが、これは必ずしも農業の不可分の構成要素——例えば、農業生産への有機肥料の供給の如き——たるべき意味をもつものでなく、兼営のなかで農業と漁業とが互いに對等の地位に置かれ、ただ生計の上でいすれにより多く傾斜するかをもつて順位づけたものにすぎなくなる。肥料を漁獲物からではなく、化学肥料に求める場合にも、この兼営関係は成立

するに反して、前の兼営関係においては漁業部分は放棄されることもあり得るからである。この場合、漁家が農業と漁業のいずれにより強く傾斜するかはそのときの事情によって必ずしも一様ではないが、自然条件への依存性において農業生産の安定性という根柢から農業が主となる傾向をもつたというのが農漁兼営の現状である。これは農漁分離の端緒である。生産における農漁の不可分的結合という条件を欠ぐということは他の条件の如何によっては分離する可能性をそれ自体のうちにもっているからである。前掲の山口県報告書が『兼業種別としては農業が主であつて、それも秋穂・大海地区では約0.5ヘクタール以下の農業面積で、いわば貧農クラスであり、勿論、漁業を主としての副業的存続をなしている。……他方、大道・西浦地区では耕地がおよそ0.5ヘクタール以上、殊に、1ヘクタール以上の漁家層が多く、地形的に秋穂・大海地区に比し農耕地に恵まれていることにも起因するが、農業が主で、漁業としては冬季間のノリ等の養殖に従事するのが多く、農家の性格が強い』(17頁)、と述べているように、農業経営規模、換言すれば、耕地面積の大小が農漁のいずれに傾斜するかを決定する示標である。このことは兼業漁家の所有漁船の大部分が3屯以下の動力船或いは無動力船であり、養殖であることによつても裏打ちされている。農漁兼営形態が大規模の漁業を不可能ならしめるからである。

| 地 区 | 農漁兼営漁家 所所有漁船總数 | 無動力船 | 動 力 船 | | (養殖) |
|-----|-------------------|------|-------|------|------|
| | | | 3屯以下 | 3屯以上 | |
| 秋 穂 | 46 | 8 | 33 | 5 | |
| 大 海 | 114 | 22 | 60 | 32 | |
| 西 浦 | 13 | 4 | 7 | 2 | 21 |
| 大 道 | 2 | 2 | | | 13 |

(調査報告書17頁)

以上のこととは農漁兼営を沿岸漁家経営の基本形態とする限り、それは農家経営部分に制約されて、ある程度以上には漁業経営は拡大しないということ、日本の沿岸漁業の零細規模の究極の原因は農漁兼営であって、この紐帯を断ち切らない限り、即ち、漁業が専業化しない限り、不可能であるということを示すものである。後で詳論するように、仮りにこれらの個別的な、小規模の零細漁家経営を生産面で合作せしめようと試みても、個々の漁家を制約している農業経営部分が合作を極めて困難ならしめるような種々の条件をもつからである。農閑期の余暇労働力が漁業経営の規模の大きさを決定すると一般的に規定することができるとしても、農業経営の在り方、例えば、米麦農業、蔬菜農業、果樹栽培農業によって余暇労働力を見出しうべき時期と量はそれぞれ異り、その最大公約数は比較的小さいものになるであろうし、供出労働力もまた、個別的にみれば、質量共に差があり、これを一つの漁業経営に編成することは容易でないだろうからである。

第二次世界大戦までの沿岸漁業で比較的大経営といわれたものは定置網漁業であるが、これ以外の種目のものであっても、総じてそれは地主が網元、或いは船元であり、小作人がこれに従事者として参加するという形態、即ち、農業の地主と小作人の関係がそのまま網元(船元)と漁夫の関係に裏返しされたもの、その意味では農業と沿岸漁業との構造は社会的、経済的にも同質、相似であった。しかしながら、この同質性は戦後の農地改革によって地主対小作の関係が本質的に消滅したために、これをもって沿岸漁業の代表と見ることはできなくなった。たとえ漁業における網元(船元)対漁夫の関係が維持されるとしても、それは地主の権威を背景にした以前の関係ではなく、雇傭労働者をもち、従って資本制経営の本質を内包する個人経営体、即ち、地主から資本家にその本質を変えたものとなつたからである。これから見ても戦後の沿岸漁業は実族労働力を基本とする漁家経営を中心として分析すべきである。

漁業が浅海養殖であるという農漁兼営形態においては、種付け、成育、収穫という生産過程が農業に比べて、陸上が水中に変ったというだけで本質的には相似であるということ、沿岸漁場を離れる要素をもたず、

巨離の接近、作業上の危険のないこと、従って農閑期の余暇労働力の利用方法としては最適であるという点から、海底、水質などの諸条件が許す限り、最も広く行われている兼営種目である。例えば、前掲報告書によつても、浅海養殖を行つてゐる条件をもつ地区では、この種目が最も高い比率を示してゐる。(17頁)、但し、この種目は外延的発展が一定の狭い限界にあること、ノリの如きは、かゝつての植民地朝鮮からの輸入に依存してゐたこと、更に、日本漁業発展の基本的方向が公海漁場への外延的発展にあつたといふ事情がこの種目の研究を等閑視せしめたのである。だが、この傾向は単にこの種目だけではなく、兼営形態の漁業全体にもあつてはまる。

| 地 区 | 農漁兼営総数 (A) | 養殖経営 (B) | B/A |
|-----|------------|----------|-----|
| 西 浦 | 34 | 21 | 62% |
| 大 道 | 15 | 13 | 87 |

浅海養殖と農業とが兼営されるとき、差当つて両者の経営規模を比較する基準となるものは耕地面積と養殖面積であつて、一般漁場のような耕地面積と漁船屯数でない点よりも、経営規模を比較する上に好都合のようであるが、農業経営部分が種々に分岐し、複雑であるために、単なる耕地面積だけで規模の大小を比較することはできない。前掲報告書の四漁家の抽出調査をみても、農漁それぞれの延人数、日数、延時間などからは一定の傾向を見出すことができない。(32頁)、ただ、概略的に耕地所有の大きい階層は養殖が純然たる副業であるのに反して、所有耕地の小さい漁家は養殖経営への依存度が大きく、従つてこの漁家の養殖を発展させる可能性、その限度こそこの種の兼業漁家の中心問題だということである。報告書も『問題はおよそ0.5ヘクタール以下の零細農地所有漁家である』ことを認めてゐる。(101頁)

浅海養殖の漁場に最も大きな影響を与えるものは接続陸地の諸条件である。例えば、干拓、工場廃水、農薬などの影響は沿岸水域に生存する水産動植物すべてに及ぶが、接地浅海を漁場とする養殖にとっては殊に決定的である。しかも、これらは海岸地における工場建設と共に伴う都市の発達、農業経営の技術的発達の諸現象であつて、漁業はその影響を受ける受動者にすぎない。底曳網漁業が沖合に発展することによってこれらのことから受ける影響を少くし得るとすれば、浅海養殖は陸上經濟の発達からそれだけ強く、直接に影響を受けるという不利の立場に在る。このことは陸上經濟の発達が人口増加を通じて漁獲物需要の増加をもたらし、これが漁場の生産増加を必要とするという一般的の傾向に対し、底曳網漁業がこれに即応し得る条件を具備しているにもかかわらず、浅海養殖がそれ自体としては具備していないこと、それだけに浅海養殖が養殖諸種目を組み合わせることによって専業化することが難しい理由である。底曳網漁業は生産手段の強化によって社会經濟的要請に応ずることができるので反して、浅海養殖は応じ得るためには、事前に陸上諸条件の変化との調整を講じておかなければならぬし、しかもそれは漁家にとって過重の社会的負担であったからである。

(ロ) の漁業と農業以外の他産業との兼営形態については、自営のものとそれ以外、即ち、他に雇傭されるもの、換言すれば、兼業部分が小生産者としての性質を保持するものと労働者としての性質を帯びるものとに分かれる。前に述べた農漁兼営は土地所有の農家経営である以上、前者が小生産者たるものであることは勿論であるが、農漁の特に密接な関連に対して、ここでいう兼営形態は漁業に対して生産上直接の関連をもたない部分であるという意味において、等しく兼営部分ではあっても、農業とは別範疇のものとして取り扱うべきである。

自営のものを漁撈に対する関係から、漁撈と直接の関係あるもの、例えば、水産加工業或いは魚類販売を兼営する場合と漁撈とは関係のない製造業、或いは、商業を兼営する場合とに分かれる。前者は自己の漁獲物を、或いは他人の漁獲物を併せて取り扱うという点において漁家経営における漁業部分の拡大、分岐した形で、当該漁村社会では比較的大経営操業をなす者にして初めてなしうる兼営である。他の場合は漁業の所得不足を兼業部分によって補うか、或いは、漁業を稼行するだけの余裕をもつ限りにおいて漁業を営むもの

であるから、漁業の経営規模は比較的小さい。前掲報告書は明瞭に兼業種目と漁業の経営規模との間に一般的にこのような関係のあることを統計的に示している。(17頁)

以上述べた自営兼営の形態は漁業種目の季節性と余暇労働力を兼営可能の根拠とするものであって、その組み合わせが農漁プラス他の兼営というような複雑なものであろうとも、常に小生産者の家族労働力の総量を如何に配分し、家族内分業の可能性が如何なる程度にまで存在するか、によって決定される。例えば、主人は季節的に漁業と農業を併行し、主婦は主人の漁獲物、或いは、その他の商品を自己の店頭で販売するということはしばしば存在する兼営形態であるが、これなどは一種目における小生産者としては最早自営不可能であるにもかかわらず、複合兼営の故に辛うじて小生産者としての地位を維持しているという点において小生産者階層の分解を家族とその総労働力を根拠として抵抗阻止している現象である。これは農家においてもまた存在する現象であって、社会的には家族制度を基底とし、農家とはいいながら、生計の裁奪を複合的な収入に求めることによって農漁村の分解の原因を不明確ならしめている分解の日本型特殊性である。

兼業漁家における第二の特徴は、すべてが(複合収入-生計費)の形態をとることから、それぞれの経営における収支と過不足が他の経営との間に相互に補充され、それぞれの経営の良否とこれに対する処置が独立採算的に秤量されないという不合理性をもつということである。家族労働力総量が生計を決定する根拠である限り、支出労働力を経営種目毎に算定することが不可能である限り、それは漁家経営を合理性の下に構成することを不可能ならしめるばかりでなく、一方の経営の余剰が必ずしも当該経営の拡大再生産のために充用されるということが保証されないからである。今日、漁家生計の不如意が口にされながら、その根拠の把握を困難ならしめている原因はここにある。

漁業プラス被傭兼業の形態は漁家が小生産者としての地位から半労働者化したもので、雇傭先の如何によって漁業雇用とそれ以外のものへの雇傭に分かれる。この現象がはじて本来の漁業経営規模の狭小の結果であることは、前掲報告書がこの階層の営む漁業が殆んど全く3屯以下の動力船、無動力船、或いは、浅海養殖であって、被傭漁家数80のうち、3～5屯級動力船による操業のもの1戸だけということを明らかにしている点からも証明される。(17頁) この被傭所得が漁家の生計のなかで占める比重は漁民の労働者化の程度を示すパロメーターであるが、被傭所得が生計の過半を占める場合には、この漁家は実質的には最早小生産者としての漁家ではなくて、労働者である。しかるに、現在漁家問題を論ずる場合、いわゆる第二種兼業は勿論、このような実質的には漁家でなくなっているものをさえも漁家に含めて取り扱っている。生計費の大部分を労働者としての勤労所得に求めている者を、僅かに家庭菜園的な農業を営むが故に、農民として取り扱うことは不当であるというのが今日の通念であるが、この反社会通念的取り扱いが独り漁家問題に対してのみ許される理由は何處にあるか。それは從来の漁家の定義が現象的に漁業を営むものという非経済的な規定に止まり、これを生計の根拠について考察することをしなかったこと、更に遡れば漁業が一般に独立の産業でなかったことの故である。

漁業被傭は漁家が小生産者から漁業労働者に転化する過程、漁業以外の産業への被傭者は漁家が漁業から他産業に離脱して労働者化する現象であるが、没落漁家がこのいずれの側により多く傾斜するかはその漁家の置かれた個々の社会的、経済的事情によって必ずしも一様ではない。他の漁業経営体に雇傭されよれとしても、これに該当するものが無い場合、或いは、あったとしても、工場都市に近接した漁村の場合のように、他産業の誘引力が強い場合には、これに吸収されることもないわけではない。生計補充が被傭労働者たらしめる原因であるとすれば、結局、より高い賃金の方に吸収されるだろうといえるだけである。

しかしながら、この二種の被傭労働のいずれであろうとも、漁業自営部分を放棄したのでない限り、被傭労働もまた、漁閑期に限られるという季節雇傭性をもち、それだけに雇傭せらるべき経営体の種類、規模などに相当の制約があることは勿論である。漁家の被傭労働が一つの職場に定着することを条件とする労働ではなく、臨時的な難役夫的労働が一般的である理由は季節的、従って一時的、臨時的性質を避け得ない点にある。

被傭兼業が一日一定時間を勤務すべき事務職員としての被傭労働である場合、その労働力の大半は最早漁業にはないと見得べく、その漁業経営部分は前述の家庭菜園経営の勤労者と同様の関係にある。これをさえなお漁家の範疇に包含しなければならないとする経済学的根拠は極めて薄弱であるにもかかわらず、これが漁家の労働者化の一つの形態をなすという点こそ日本の沿岸漁業分解過程を研究するに際しての一つの特殊的条件たるものである。（未完）